

## 区有施設の再開にあたっての統一ルール

国は「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析・提言」「基本的対処方針」等において、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を盛り込んだ方針を発出しています。

区有施設等を再開していく際は、これらの方針に加えて、次のルールに沿って再開していくこととします。

### 1 施設管理・運営ルール

- (1) 各省庁・関係団体が策定している新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する「業種別ガイドライン」や都が策定した「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」を参考とし、各施設独自の手引きを策定すること
- (2) 業務遂行に必要な場合を除き、人との間隔を2m（最低1m）設ける仕組みを作ること。困難な場合は、パーティションの仕切りを設ける等飛沫防止の対策を行うこと
- (3) 貸室事業等について、利用者数100人を上限として、収容人数の50%以下の利用者数とし、「3つの密」の状況を回避すること
- (4) 「業種別ガイドライン」に記載のある施設については、利用者の名簿（氏名・緊急連絡先等）管理を行うこと。その際、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する等、個人情報適切に取り扱うこと

### 2 利用者等の健康管理ルール

- (1) 利用者には、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、下記の状態である場合は利用を制限すること
  - ア 37.5度以上の発熱があった場合
  - イ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
  - ウ 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- (2) 施設利用者に対して健康状態の確認や検温を行う際には、対応する従事者への感染防止と検温器具の消毒等に、十分留意すること
- (3) 利用前に（1）の状態がある場合には、利用そのものを控えるようあらかじめ周知すること。事前に案内文等を発送する場合は、必ずその旨を記載すること
- (4) 過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問したことがある場合には、利用しないよう要請すること
- (5) 施設利用者や職員の体調確認ができる仕組みを工夫すること  
（例：体温計を設置し、検温をする、健康観察カードを記入してもらう等）
- (6) 手指消毒剤を入口やトイレ等に設置するとともに、利用を呼びかける掲示を行うこと
- (7) 施設利用者に対して、マスクの着用を促すこと。着用していない方には、マスクを配布すること
- (8) トイレのハンドドライヤーの稼働を中止し、来客用のペーパータオルとゴミ箱を配置すること
- (9) 1時間ごとに室内の換気をする
- (10) ドアノブや机等、共用設備についてはアルコール等による消毒をする